

注釈民法
(24)

相
続
(1)

§§
882
~
895



編集代表
中川善之助・柚木 馨・谷口知平
於保不二雄・川島武宜・加藤一郎

注 釈 民 法

(24)

相 続 (1)

総 則・相 続 人

§§ 882～895

中 川 善 之 助
編 集



有 斐 閣

著作権所有



注釈民法(24) 相続(1)

昭和42年3月5日 初版第1刷発行
昭和53年6月30日 初版第9刷発行

¥ 2,000.

編 者 なか がわ ぜん の すけ
中 川 善 之 助

発 行 者 え ぐさ ただ あつ
江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印	刷	株式会社	精	興	社
製	本	株式会社	高	陽	堂
本	文	用	紙	王子製紙株式会社	春日井工場
ク	ロ	ス	東	洋	ク
			ロ	ス	株
			式	会	社
			社	会	社
			株	式	会
			社	会	社
			株	式	会
			社	会	社

© 1967, 山崎正男他. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3332-016245-8611

切 取 線

注 釈 民 法
(24)

相 続 (1)

第12回配本

別巻・総索引



引 換 券

切
取
線

全巻予約申込の方に完
結後本券26巻分一揃と
引換えに贈呈致します

本卷執筆者

阿部浩二	岡山大学教授
泉久雄	専修大学教授
加藤永一	東北大学教授
島津一郎	一橋大学教授
中川善之助	元東北大学名誉教授
中川良延	千葉大学教授
山畠正男	北海道大学教授

(50音順)

は し が き

この巻は、相続編3巻の中の第1巻として注釈民法の一部をなすものである。収めるところは、民法第5編相続の、第1章「総則」と、第2章「相続人」の2章、条文にして882条ないし895条(888条は削除)のわずか13ヵ条だけである。法文の数からいえば、とても1巻を成すに足りないもののように思われる。

しかしこの巻には、条文の上に出た、概説的な前注で、相続の根本問題にふれるものをいくつも含んでいる。

第1には、相続法全体にわたる、相続法の総前注ともいべきものがある。次には第1章「総則」の冒頭にも、やはり総体的な前注が必要になる。それから、総則の規定に入ると、相続回復請求権の規定が出てくる。わが民法では、相続回復請求権に関し、ただその請求権の消滅時効についての規定が1ヵ条おかれているだけで、相続回復請求権そのものについての法文は一つもない。従つてコンメンタールとしては、どうしても、相続回復請求権とは何かという、いわば教科書的解説が必要になつてくる。しかし相続回復請求権は、前にもいつた通り、ただ1ヵ条の法文だけであり、独立の章でも節でもないから、本「注釈民法」の形式上の約束からいつて、前注をおくわけにはいかない。そこで884条の注釈の中へ、前注のような解説を加えることにした。従つて実質的には、ここにもまた一つ前注が加わつたといつてよい。それだけでなく、886条以下は、第2章「相続人」という章になつているから、本書ではどうしても相続人前注が必要になつてくるわけである。

こうして、相続法序説、相続編総則前注、相続回復請求権解説、相続人前注という、いつてみれば、四つの大きな原理的論稿を、わずか13ヵ条の注釈書の中に包摂することになつたのである。相続法序説は私が、

は し が き

総則前注は山島正男、回復請求権解説は泉久雄、そして最後の相続人前注は島津一郎が書くことになった。13ヵ条のコンメンタールに前注が四つ、しかもその前注はいずれも相続法の基本問題を含んでおり、学者が10人寄れば、10の学説が生れそうなところである。中でも、相続の本質だとか、相続権の意義だとかいう点は、誰しも直接間接に触れたくもあり、また触れずに通りすぎることもできないような問題でもある。

もしこれらの問題について、執筆者の意見を完全に一致させた上で、この1巻を完成させるということにしたら、それこそ何度シンポジウムをやつてもかたがつかないかも知れないように思われる。

仕方がないから、そうした点については、各自の意見について調整統一をはかるといふ方針を棄てることにした。しかし、もともと気心のよくわかつた者たちばかりのことであるから、白と黒というふうに別れてしまうことのないことは、初めから判つていた。

そんなふうで、やや執筆者各自が勝手放題に書き流したかの感があるけれども、できあがつて見れば、細かい点で、あちこちに喰い違いの生じていることはあつても、大綱においてはどの頁もどの節も、背馳矛盾するようなところはなく、十人十色でありながら、全体としては、衝突も破綻もなく、よく纏つたように私は思っている。その点、私としては、執筆者各位に対し、深甚の謝意を表する次第である。

しかしまた、見方によつては、もつともつと細かい解釈技術上の分析が要求されるということもなくはあるまい。もしもそうした点に気付かれる方があつたなら、私宛てに遠慮なく、その足らないところを指摘し、いくらでも批判していただきたい。われわれの願望は、本書を少しでも完全に近い注釈書にしたいということだけである。

昭和42年1月20日

中 川 善 之 助

凡 例

◇関係法令

関係法令は、昭和42年2月1日現在によつた。

◇条 文

条文は厳密に原文どおりとした。ただ、漢字は新字体を採用し、数字はアラビア数字に改めた。なお、各条文には、その内容を明瞭にするため、それぞれ見出しをつけた。

◇比較条文

各条文のつぎに、〔比較〕欄をもうけ、フランス民法、ドイツ民法、スイス民法、ソビエト民法等の該当条数を掲げて、研究の便宜をはかつた。その他の立法例については、本文中において必要なかぎり言及することとした。

◇文 献

文献は、研究の便宜のため、適所に〔文献〕欄をもうけ、戦前・戦後を通じてかなり詳細に掲げることとした。戦後の文献は、昭和42年1月末日までのものをなるべく網羅するようにつとめ、それ以後の文献も気をつくかぎり収録するようにした。また文献は、本文中に引用される場合を除き、邦文のもののみに限定した。

〔文献〕欄における掲載の順序は、検索の便宜のため、執筆者名の50音順により、同一執筆者の数箇の文献については、原則として発表の年順（論文集等に再録のものは再録の年を併記）によつた。

◇条数等の表示

本文の上段（柱）には、各頁ごとにそれぞれ条数およびローマ数字見出しを表示して、条数等による検索に役立つようにした。

◇参照条文および他の注釈の参照方法

参照条文および他の注釈の参照方法は、つぎのとおりである。

- (1) 民法の条文は、単に数字のみをもつて示した。たとえば、12I₁は民法12条1項1号。但し、民法第4編（親族）、第5編（相続）の旧規定は、たとえば、民旧993として示した。

その他の法令の条文は、法令名略語（後掲）および数字をもつて示した。たとえば、家審9Iは家事審判法9条1項。

- (2) 他の注釈を参照する場合には、一印を用いて、つぎのような方法をとつた。

凡 例

同じ条文内の他の注釈箇所を参照する場合には、→I 1アaのごとく、他の条文の注釈を参照する場合には、→§111アaのごとし。

◇主な略語

(1) 法 令

関係法令の略記については、特別なものを除いておおむね斐閣版六法全書（昭和42年版）の「法令名略語」にもとづき、つぎのような略語を用いた。

恩赦	恩赦法	破	破産法
家審	家事審判法	非訟	非訟事件手続法
家審規	家事審判規則	民訴	民事訴訟法
刑	刑 法	労基	労働基準法
刑訴	刑事訴訟法	労基則	労働基準法施行規則
小	小切手法		
戸	戸籍法	旧民	旧民法
厚保	厚生年金保険法	イ民	イタリア民法
国公共済	国家公務員共済組合法	オ民	オーストリア民法
国公災	国家公務員災害補償法	ス憲	スイス憲法
商	商 法	ス民	スイス民法
人訴	人事訴訟手続法	ソ民	ソビエト民法
生活保護	生活保護法	ド非訟	ドイツ非訟事件手続法
船員	船員法	ド民	ドイツ民法
船員則	船員法施行規則	ド民訴	ドイツ民事訴訟法
船員保険	船員保険法	フ民	フランス民法
相税	相続税法	フ民訴	フランス民事訴訟法
手	手形法		

(2) 判例その他

判例の引用にあたっては、つぎの略記法を用いた。

大判大 8・3・3 民録 25・356＝大審院大正8年3月3日判決，大審院民事判決録25輯356頁

大判昭 10・10・5 民集 14・1965＝大審院昭和10年10月5日判決，大審院民事判例集14巻1965頁

最判昭 31・12・20 民集 10・12・1581＝最高裁判所昭和31年12月20日判決，最高裁判所民事判例集10巻12号1581頁

東京高判昭 29・10・25 高民 7・11・901＝東京高等裁判所昭和29年10月25日判決，高等裁判所民事判例集7巻11号901

頁

神戸地判昭 25・3・2 下民 1・3・319＝神戸地方裁判所昭和 25 年 3 月 2 日判決，下級裁判所民事裁判例集 1 巻 3 号 319 頁
 東京家審昭 30・6・24 家裁月報 7・8・70＝東京家庭裁判所昭和 30 年 6 月 24 日審判，家庭裁判月報 7 巻 8 号 70 頁

その他の略語：

新 聞	法律新聞（戦前のもの）
大連判	大審院連合部判決
東京高民時報	東京高等裁判所民事判決時報
判 時	判例時報
判 タ	判例タイムズ
評論 3 民 645	法律評論 3 巻民法 645 頁

昭 39・7・9 民甲 2480 号回答＝昭和 39 年 7 月 9 日民事甲 2480 号法務省民事局長回答

法典調査会速記録＝法典調査会民法議事速記録 「日本学術振興会版」か「巖松堂版」かは各条文注釈の初出の引用箇所〔学振版〕，〔巖松堂版〕として表示した。

(3) 著 書

引用著書の略記はつぎのとおりである（著者名 50 音順）。

青木・戸籍	青 木 義 人	戸籍法（法律学体系コンメンタール篇）
青山	青 山 道 夫	相続法（新法学全書）
青山・家族法	同	家族法論
有泉	有 泉 亨	親族法・相続法（法律学講座）
有泉＝加藤編・上，下	有泉亨＝加藤一郎編	相続法上，下
市川	市 川 四 郎	相続法（法学新書）
梅	梅 謙次郎	民法要義巻之五（相続編）
奥田	奥 田 義 人	民法相続法論
於保	於保不二雄	相続法
川島	川 島 武 宜	民法（3）（有斐閣全書）
小石	小 石 寿 夫	先例親族相続法
近藤・上，下	近 藤 英 吉	相続法論上，下
近藤・相続法	同	相続法の研究
島津・入門	島 津 一 郎	家族法入門
鈴木	鈴 木 禄 弥	相続法講義案

凡 例

田中	田 中 実	親族法・相続法
谷口・戸籍	谷 口 知 平	戸籍法（法律学全集）
中川	中川善之助	相続法（法律学全集）
中川・大要	同	民法大要下（全訂版）
中川監修・註解	同 監 修	註解相続法
中川編・註釈上，下	同 編	註釈相続法上，下
中川ほか・註釈	中川善之助＝千種達夫＝市川四郎＝平賀健太	親族・相続法（ポケット註釈全書）
福島	福 島 四 郎	相続法
穂積	穂 積 重 遠	相続法（第1分冊）
松坂	松 坂 佐 一	民法提要（親族・相続）
柳川・註釈上	柳 川 勝 二	日本相続法註釈上
山木戸・人訴	山木戸克己	人事訴訟手続法（法律学全集）
柚木	柚 木 馨	判例相続法論
我妻・大意	我 妻 栄	民法大意下
我妻＝有泉	我妻栄＝有泉亨	民法Ⅲ（親族法・相続法）
我妻＝立石	我妻栄＝立石芳枝	親族法・相続法（法律学体系コンメンタール篇）
我妻＝唄	我妻栄＝唄孝一	相続法（判例コンメンタール）
家全集・史論	穂積重遠＝中川善之助編	家族制度全集第1部史論篇Ⅰ～Ⅴ
家全集・法律	穂積重遠＝中川善之助編	家族制度全集第2部法律篇Ⅰ～Ⅴ
家族法大系	中川善之助教授還暦記念・家族法大系Ⅰ～Ⅶ	
家族法の諸問題	穂積重遠先生追悼・家族法の諸問題	
家族問題と家族法	中川善之助ほか編	家族問題と家族法Ⅰ～Ⅶ
民法演習	谷口知平＝加藤一郎編	民法演習Ⅰ～Ⅴ
総判民	谷口知平＝有泉亨編	総合判例研究叢書民法

（4） 雑 誌

雑誌の略記は，おおむね法律時報の文献月報の略語例に従い，つぎのような略語を用いた。

家裁月報	家庭裁判月報	近大法学	法学（近畿大学）
関大法学	法学論集（関西大学）	慶応法研	法学研究（慶応大学）
季法	季刊法律学	神戸法学	神戸法学雑誌

国家	国家学会雑誌	法学	法学（東北大学）
自正	自由と正義	法協	法学協会雑誌
時報	法律時報	法教	法学教室（ジュリスト別冊）
時法	時の法令	法セ	法学セミナー
ジュリ	ジュリスト	法政	法政研究（九州大学）
志林	法学志林	法曹	法曹時報
新報	法学新報	法タ	法律タイムズ
専修	専修大学論集	法論	法律論叢
綜法	綜合法学	北大法学	北海道大学法学会論集
日本法学	日本法学（日本大学）	民 商	民商法雑誌
判時	判例時報	名大法政	法政論集（名古屋大学）
判タ	判例タイムズ	論 叢	法学論叢
ひろば	法律のひろば		

「注釈民法」刊行のことば

「注釈民法」全二十六巻は、わが国最初の大コンメンタールたることを期して計画された。

民法が市民間の法的紛争の妥当な調整ないしは解決を目的とするものである以上、個別的・具体的な問題に対してあらかじめ的確な解答が用意され、それが随時参照しうる形で整理されていることが必要である。コンメンタールは、まさに、このような要請にこたえようとするものである。

大コンメンタールの刊行には、判例・実例・学説などの十分な蓄積が前提となる。わが国が従来大コンメンタールを欠いていたのは、わが国の法学の抽象的・観念的性格によるところが少なくなかったが、それと同時に、近代私法の法的体験のとぼしさに大きな原因があつたことを否定できない。このたび、われわれが「注釈民法」の刊行を企てたのは、法的体験の蓄積と民法学の発展により大コンメンタール刊行の期が熟したと判断したからにほかならない。

「注釈民法」は、わが民法の現行の姿を明らかにすることを直接の目的とする。したがつて、それは、判例に重きをおき、学説についても、その客観的状況を明らかにすることを期している。しかし、それが今後役に立つためには、将来へのよき展望をもつものでもなければならない。われわれは、そのような理想的なコンメンタールをめざして努力したつもりである。

このような大コンメンタールの刊行には、多数の人々の協力が必要である。われわれは、全国の研究者の方々から、本書の編集と執筆について大きな協力をいただいた。また、有斐閣は非常な熱意をもつてこの出版につくしている。ここにそれを記して厚く感謝の意を表したい。

昭和 39 年 11 月

「注釈民法」編集代表

中 川 善 之 助
柚 木 馨
谷 口 知 平
於 保 不 二 雄
川 島 武 宜
加 藤 一 郎

注 釈 民 法 全26巻

編集代表 中川善之助, 柚木馨, 谷口知平, 於保不二雄, 川島武宜, 加藤一郎

第 1 巻	総 則 1	1 条~32 条の 2 通則・人	谷 口 知 平編
第 2 巻	総 則 2	33 条~89 条 法人・物	林 良 平編
第 3 巻	総 則 3	90 条~98 条 法律行為 I	川 島 武 宜編
第 4 巻	総 則 4	99 条~137 条 法律行為 II	於保不二雄編
第 5 巻	総 則 5	138 条~174 条の 2 期間・時効	川 島 武 宜編
第 6 巻	物 権 1	175 条~179 条 物権総則	舟 橋 諄 一編
第 7 巻	物 権 2	180 条~294 条 占有権・所有権・用益物権	川 島 武 宜編
第 8 巻	物 権 3	295 条~368 条 留置権・先取特権・質権	林 良 平編
第 9 巻	物 権 4	369 条~398 条の 22 抵当権・譲渡担保	柚 木 馨編
* 第 10 巻	債 権 1	399 条~426 条 債権の目的・効力	於保不二雄編 奥 田 昌 道編
第 11 巻	債 権 2	427 条~473 条 多数当事 者の債権・債権の譲渡	西 村 信 雄編
第 12 巻	債 権 3	474 条~520 条 債権の消滅	磯 村 哲編
第 13 巻	債 権 4	521 条~548 条 契約総則	谷 口 知 平編
第 14 巻	債 権 5	549 条~586 条 贈与・売買・交換	柚 木 馨編
第 15 巻	債 権 6	587 条~622 条 消費貸借・ 使用貸借・質貸借	幾 代 通編
第 16 巻	債 権 7	623 条~666 条 雇傭・請負・委任・寄託	幾 代 通編
第 17 巻	債 権 8	667 条~696 条 組合・特殊の契約	加 藤 一 郎編 録 木 禄 弥編
第 18 巻	債 権 9	697 条~708 条 事務管理・不当利得	谷 口 知 平編

第19巻	債権	10	709条～724条 不法行為	加藤一郎編
第20巻	親族	1	725条～762条 親族総則・ 婚姻の成立・効果	青山道夫編
第21巻	親族	2	763条～771条 離婚	島津一郎編
第22巻のⅠ	親族	3	772条～791条 親子(1) 実子	中川善之助編
第22巻のⅡ	親族	3	792条～817条 親子(2) 養子	中川善之助編
第23巻	親族	4	818条～881条 親権・後見・扶養	於保不二雄編
第24巻	相続	1	882条～895条 相続総則・相続人	中川善之助編
第25巻	相続	2	896条～959条 相続の効果	谷口知平編
第26巻	相続	3	960条～1044条 遺言・遺留分	中川善之助編

* 別巻 総索引

注 釈 刑 法	全6巻
責任編集 団 藤 重 光	

第1巻	総則	1	1条～34条の2 序説, 第1章～第6章
第2巻のⅠ	総則	2	35条～37条 第7章〔違法性〕
第2巻のⅡ	総則	3	38条～72条 第7章〔責任〕～第13章
第3巻	各則	1	73条～147条 罪＝第1章～第15章
第4巻	各則	2	148条～198条 罪＝第16章～第25章
第5巻	各則	3	199条～234条 罪＝第26章～第35章
第6巻	各則	4	235条～264条 罪＝第36章～第40章
別巻 総索引			

補巻1 1条～264条 (～昭和46年1月)

補巻2 1条～264条 (～昭和49年8月)

有斐閣コンメンタール

注 釈 会 社 法 全10巻

編集代表 大森忠夫, 矢沢 惇

第 1 巻	会社総則, 合名会社, 合資会社	52 条~164 条
第 2 巻	株式会社の設立	165 条~198 条
第 3 巻	株 式	199 条~230 条
第 4 巻	株式会社の機関	230 条の 2~280 条
第 5 巻	新 株 の 発 行	280 条の 2~280 条の 18
第 6 巻	株式会社の計算	281 条~295 条
第 7 巻	社 債	296 条~341 条の 7
第 8 巻の I	株式会社の定款変更・資本減少・整理	342 条~403 条
第 8 巻の II	株式会社の解散・清算, 外国会社, 罰則	404 条~500 条
第 9 巻	有 限 会 社	有限会社法 1 条~89 条
第 10 巻	総 索 引	

目 次

は し が き

凡 例

第5編 相 続

相続法序説(中川善之助)… 3

第1章 総 則

前注 (§§ 882—885)(山 昌 正 男)… 45

§ 882〔相続開始原因・相続開始時期〕(同)… 61

§ 883〔相続開始地〕(同)… 70

§ 884〔相続回復請求権〕(泉 久 雄)… 77

§ 885〔相続財産に関する費用〕(同)…115

第2章 相 続 人

前注 (§§ 886—895)(島 津 一 郎)…122

§ 886〔胎児の相続能力〕(阿 部 浩 二)…163

§ 887〔子及びその代襲者の相続権〕(同)…172

§ 888〔代襲相続〕 削除(同)…203

§ 889〔直系尊属・兄弟姉妹〕(中 川 良 延)…203

§ 890〔配偶者〕(同)…211

§ 891〔相続人の欠格事由〕(加 藤 永 一)…224

§ 892〔推定相続人の廃除〕(泉 久 雄)…249

§ 893〔推定相続人の遺言による廃除〕(同)…265

§ 894〔廃除の取消〕(同)…267

§ 895〔廃除確定前の相続開始〕(同)…270

事 項 索 引

第5編 相 続